

役員候補者選定申し合わせ

役員候補者選定にあたっては、本申し合わせを参照の上、選定すること。
なお、各事項については、毎年理事会において確認を行う。

1. 「会長」と「会長代理」は学界と産業界の組み合わせとする。
2. 「副会長（総務企画担当）」と「総務企画理事」は産業界を基本とする。
3. 「副会長（会計担当）」と「会計理事」は産業界を基本とする。
4. 「副会長（編修担当）」と「編修理事」は学界を基本とするとともに、専門を考慮し、一分野に偏しないようにする。
5. 「副会長（研究経営担当）」と「研究経営理事」は、学界と産業界の組み合わせとする。
6. 「元副会長」は退任後3年間は常務理事候補者として選定しない。
7. 同一職務の「理事」には、なるべく再度選定しない。
8. 「監事候補者」は、なるべく官公庁関係者より選定しない。
9. 「役員候補者」は、なるべく一地域に偏しないようにする。
10. 「役員」は、「部門役員」あるいは「支部役員」と兼任しない。

(改廃等)

1. 平成3年3月、理事会において承認。
2. 平成13年10月、理事会において承認。